

# 相談室 Q&A

## 社会保険関係

### Q 退職日の違いにより社会保険料の控除の仕方はどう異なるか

当社では、同じ月に60歳で定年退職する予定の者が2人います。入社日は2人とも4月1日で、規定上の退職日はいずれも本人の誕生日となります。退職日は1人が6月5日、もう1人が6月30日なのですが、社会保険料の控除の仕方に違いはあるのでしょうか。なお、当社では、賞与は5月末日までが算定期間で6月25日払い（支給日在籍要件なし）、給与は毎月末日締め10日払いとしています。（神奈川県 C社）

A 給与が翌月払いのケースでは、社員が月の途中で退職した場合は、最後に支給する給与から保険料を控除しない。末日に退職した場合は、最後に支給する給与から通常どおり1カ月分の保険料を控除する。また、賞与においては、末日に退職した場合のみ、賞与にかかる保険料を控除する

回答者 松元秀俊 まつもと ひでとし 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

## 1. 社会保険料の控除方法

社員が負担する社会保険料は、被保険者資格を取得した日の属する月から喪失した日（退職日の翌日）の属する月の前月分まで発生し、事業主は、毎月の給与から前月分の保険料を控除します（健康保険法167条1項、厚生年金保険法84条1項）。

なお、毎月の保険料は月単位で計算されるため、月の途中で被保険者資格の取得や喪失があった場合でも、保険料を日割で計算することはありません。

また、賞与については、賞与の支払いがある都度、賞与にかかる保険料を賞与から控除します（健康保険法167条2項、厚生年金保険法84条2項）。

## 2. 退職した社員の社会保険料の控除

退職した社員に関する保険料の控除処理で注意すべきポイントとしては、「①退職日に応じて保険料の控除対象月が異なる」という点と、「②給与の支給形態が当月払いか翌月払いかに応じて保険料の控除方法が異なる」という点です。

### [1] 退職日に応じて控除対象月が異なる

保険料の控除対象月は前記1.のとおり、「被保険者資格を喪失した日（以下、資格喪失日）の属する月の前月分まで」であり、「資格喪失日」とは退

職日の翌日となります。つまり、退職日が月の途中（資格喪失日も当月）、あるいは退職日が末日（資格喪失日は翌月）かどうかで「資格喪失日の属する月の前月」が変わるため、保険料の控除対象月が異なります。ご質問のケースでいえば、退職日が月の途中の場合、保険料の控除対象月は前月分（5月）までとなります[図表1-A]。しかし、退職日が末日の場合、保険料の控除対象月は当月分（6月）までとなり、1カ月分延びることとなります[図表1-B]。したがって、社員が退職する際は、資格喪失日に応じた保険料の控除対象月を確認しておく必要があります。

### [2] 給与の支給形態で控除方法が異なる[図表1]

#### (1) 給与が当月払い(6月)の場合

A：毎月と同様に当月分（6月）の給与から前月分（5月）の保険料を控除します。

B：退職により翌月（7月）の給与の支給がないため、最後の支給となる当月分（6月）の給与からは、前月分（5月）と当月分（6月）を合算した2カ月分の保険料を控除する必要があります。

#### (2) 給与が翌月払い(7月)の場合

A：保険料の控除は前月分（6月）の給与で完了

**図表1 退職日の違いによる社会保険料の徴収の考え方**

A：退職日が月の途中にあるケース			月の途中に退職 ▽
5 月	6 月	7 月	
※この月が「資格喪失日が属する月の前月」となり、この月までが保険料徴収期間となる	※この月が資格喪失日が属する月となる		
B：退職日が末日であるケース			末日に退職 ▽
5 月	6 月	7 月	
	※この月が「資格喪失日が属する月の前月」となり、この月までが保険料徴収期間となる	※この月が資格喪失日が属する月となる	

**図表2 退職日の違いによる賞与にかかる社会保険料の徴収の考え方**

A：退職日が月の途中にあるケース			月の途中に退職 ▽	賞与支給 ▼
5 月	6 月	7 月		
※この月が「資格喪失日が属する月の前月」となり、この月までが保険料徴収期間となる	※この月が資格喪失日が属する月となる			
B：退職日が末日であるケース			賞与支給 ▼	末日に退職 ▽
5 月	6 月	7 月		
	※この月が「資格喪失日が属する月の前月」となり、この月までが保険料徴収期間となる	※この月が資格喪失日が属する月となる		

しているため、翌月分（7月）に支給される最後の給与からは保険料を控除しません。

B：毎月と同様に翌月分（7月）に支給される給与から前月分（6月）の保険料を控除します。

以上のとおり、退職者の給与にかかる保険料の控除に関しては、資格喪失日から保険料の控除対象月を確認し、最後の給与で保険料控除の有無、控除する場合は前月の1カ月分のみ、または前月分と当月分を合算した2カ月分を控除するのか、慎重に確認する必要があります。

**[3]賞与にかかる保険料**

賞与にかかる保険料は、毎月支給されている給与と異なり、前月分という考え方がありません。保険料は支給された賞与から控除するため、当月分を控除するという考え方となります。保険料の控除対象月は、給与と同様で、「資格喪失日の属する月の前月まで」となります【図表2】。つまり、退職日が月の途中の場合、前月までが保険料の控除対象月となるので、当月に支給された賞与から保険料を控除する必要はありません【図表2-A】。しかし、退職日が末日の場合、賞与を支給した月までが保険料の控除対象月となるため、賞与から賞与にかかる保険料を控除する必要があります【図表2-B】。

なお、保険料を控除する際、適用される保険料率や標準報酬月額についても、それぞれ注意が必

**図表3 翌月払いでの社会保険料の控除の違い**

退職日	6月5日	6月30日
資格喪失日	6月6日	7月1日
保険料控除対象月	5月分まで	6月分まで
7月10日支給の給与から徴収する保険料	徴収なし	6月の1カ月分
賞与から徴収する保険料	徴収なし	徴収あり

要です。給与から前月分と当月分の2カ月分を控除する場合、前月分は改定される前の保険料率、または従前の標準報酬月額が適用されていても、当月分については保険料率が改定されている、または随時改定によって標準報酬月額が改定されていると、それぞれの月で保険料が異なることとなります。実務で計算する際は、何月分の保険料を控除すればいいのか、その際の保険料額が正しく計算できているかを再度確認する作業があるとよいでしょう。

**3.ご質問のケース**

ご質問のケースでは、給与が毎月末日締め10日払いとのことで、翌月払いのケースだと思われます（10日払いであれば翌月払いが一般的であるため）。月の途中に退職される方と末日に退職される方とで、給与と賞与の両方において保険料の控除が異なることとなります【図表3】。そのほかに、保険料率の改定や随時改定の反映などで保険料に関わる変更点を確認し、計算を進める必要があります。